

# 香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針の拡充について

香川県大規模氾濫等減災協議会

1

**1. はじめに**

**2. これまでの取組みの報告**

**3. 地域の取組み方針の拡充(案)**

**4. 今後のスケジュールについて**

2

# 1 はじめに

## 協議会設立の背景

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。

（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）



3

## 1 はじめに

平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。

（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）



4

「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から  
「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと  
意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、  
社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

**「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」**  
を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等を一部改正

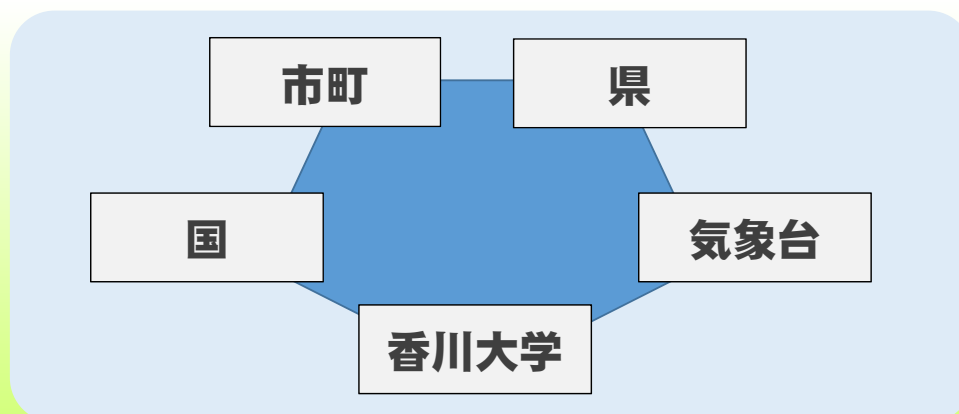
5

**洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するため**  
ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するべく



平成30年3月28日

**香川県大規模氾濫等減災協議会**を設立



6

## 本県協議会の特徴

**水防法**では河川毎に設立することとなっている

本県では県管理河川全てを対象とし  
**県全体として協議会**を設立

台風等による豪雨など、洪水と同じ気象に起因する  
**土砂災害**に対する備えも含める

7

## 香川県大規模氾濫等減災協議会・幹事会開催実績

### ●第1回幹事会（H30.5）

香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針(案)について

### ●第1回協議会（H30.6）

香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針について

### ●第2回幹事会（H30.9）

河川の水位情報、土砂災害に関する情報伝達の再確認について  
ダム放流に関する情報伝達について  
平成30年7月豪雨被害に関して  
平成30年7月豪雨の振り返り  
洪水浸水想定区域図の作成について

8

## 1 はじめに

平成30年7月豪雨を受けて、社会資本整備会で「大規模校行き豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」を平成30年12月に答申。

平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大災害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、**2020年度目途に取組むべき緊急行動を改定。**



具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるため多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、**緊急行動計画の取組を拡充。**

9

## 1. はじめに

## 2. これまでの取組みの報告

## 3. 地域の取組み方針の拡充(案)

## 4. 今後のスケジュールについて

10

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

要配慮者利用施設における  
避難計画の作成及び避難訓練の実施 (No. 6)

国・都道府県

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を  
**洪水浸水想定区域等**として指定 (水防法第14条等)

土砂災害のおそれがある区域を**土砂災害警戒区域等**  
として指定 (土砂災害防止法第7条等)

市町村

地域防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る  
必要がある**浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の**  
**要配慮者利用施設を記載** (水防法第15条) (土砂災害防止法第7条等)

要配慮者利用施設の管理者等

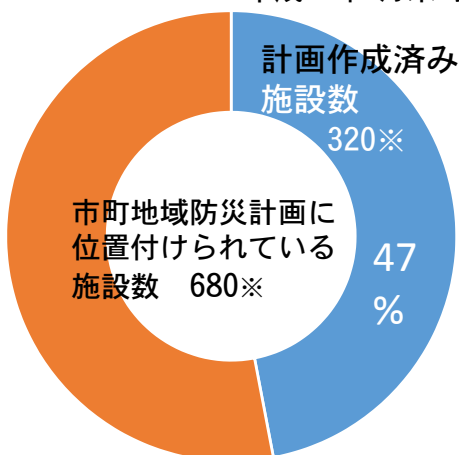
**避難確保計画の作成、訓練の実施**  
**自衛水防組織の設置 (努力義務)** (水防法第15条の3) (土砂災害防止法第8条等)

平成29年6月法改正  
により義務化

香川県における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

洪水浸水想定区域関係

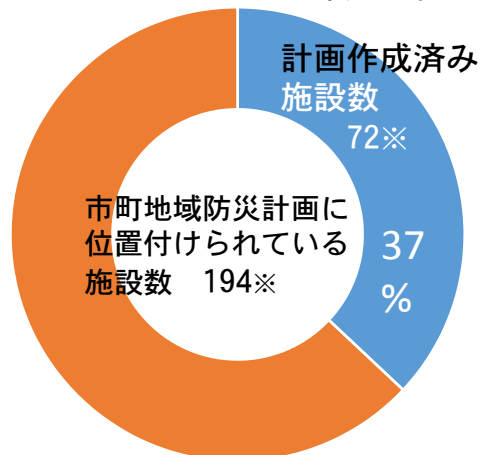
平成31年3月末時点



■対象施設 ■計画作成済みの施設

土砂災害警戒区域関係

平成31年3月末時点



■対象施設 ■計画作成済みの施設

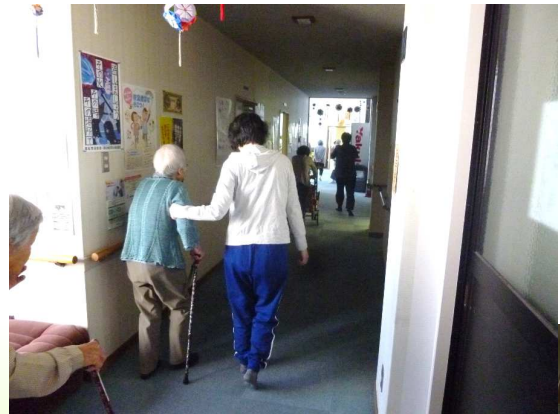
※平成31年3月末時点の数値 (提出済みのもの)

※数値は速報値であり、精査により変動することがある。 12

香川県における要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況



6月 さぬき市 要支援者利用施設避難訓練



6月 三木町要支援者利用施設避難訓練

施設の避難確保計画の作成促進のための取組み

国が作成するモデル施設の避難確保計画の事例を共有



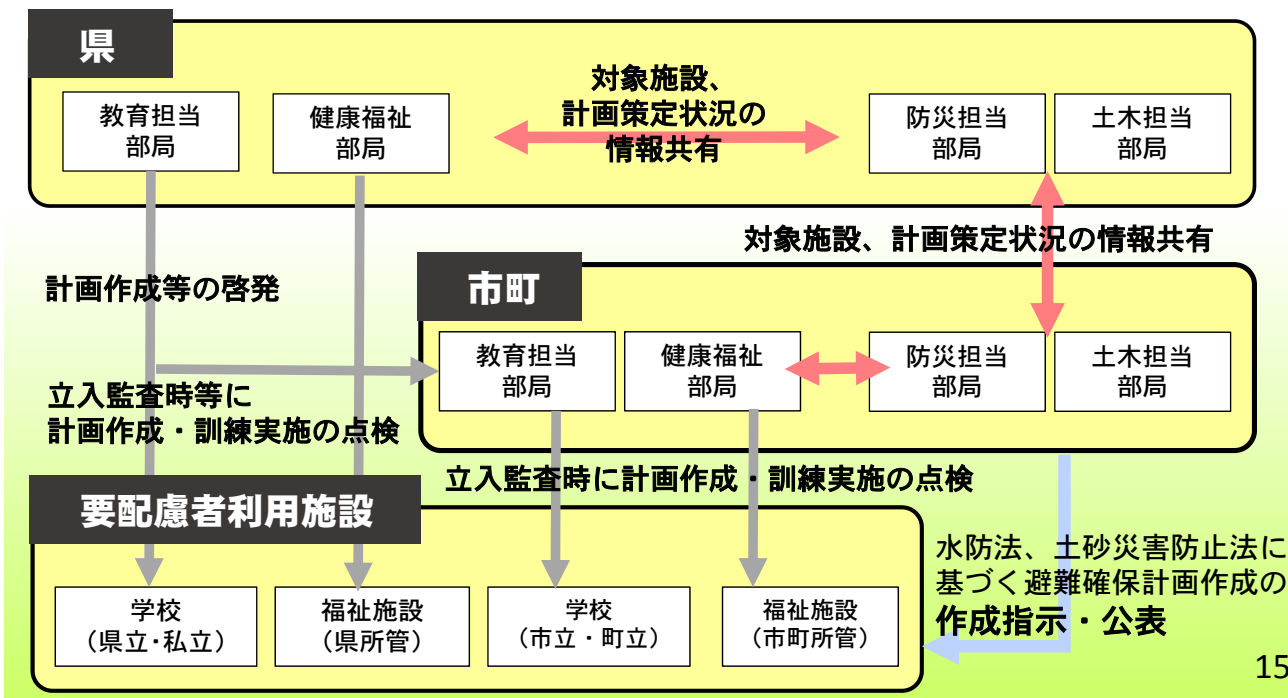
関係機関と施設職員等が水害・土砂災害のリスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画をモデル地域において作成



各施設の計画作成の参考にできるように、協議会の場で情報共有

# 施設の避難確保計画の作成促進のための取組み

## 各関係者が連携して対象施設への点検・啓発を実施



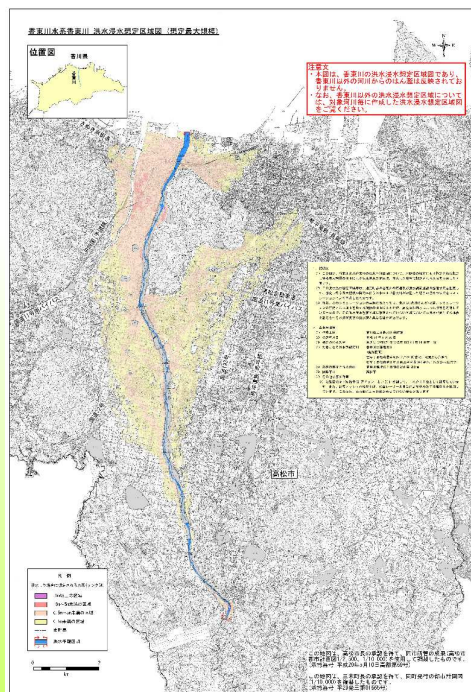
### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

## 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 (No. 7)

### 洪水浸水想定区域は・・・

対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域

**洪水浸水想定区域の例**  
香東川水系香東川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



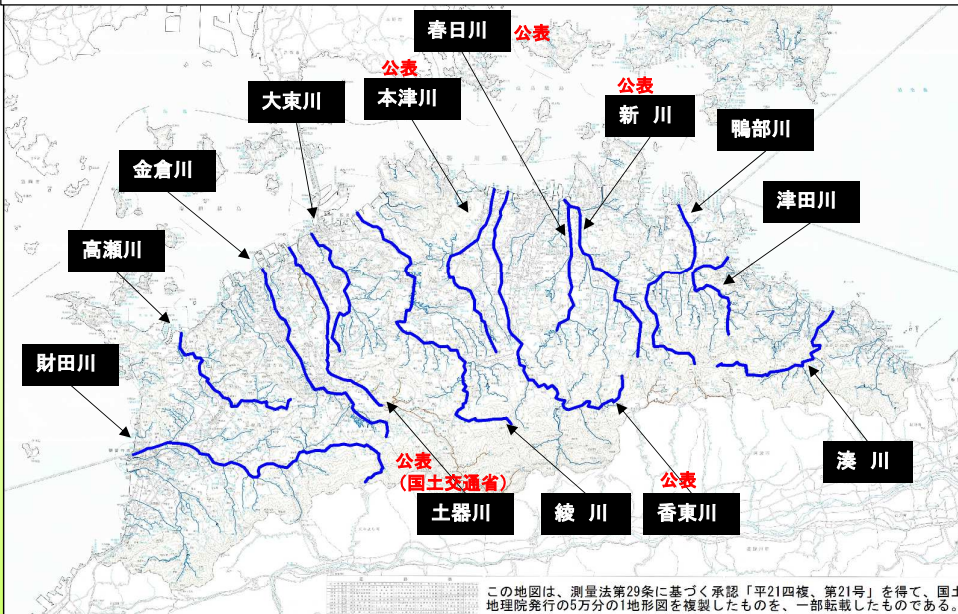


香川県における想定最大規模の洪水浸水想定区域の作成

国・都道府県

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を  
**洪水浸水想定区域**等として指定

(水防法第14条等)



この地図は、測量法第29条に基づく承認「平21四様、第21号」を得て、国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したものを、一部転載したものである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

**水害ハザードマップの改良、周知、活用 (No. 8)**

国・都道府県

想定最大規模の洪水浸水想定区域作成

関係市町

**水害ハザードマップ**を作成し、住民等へ**広く周知**

◆ 国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録

◆ ハザードマップを活用し、訓練等を実施



<https://disaportal.gsi.go.jp/>



ハザードマップを活用したまち歩き訓練

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み

防災教育の促進 (No. 10)

- ◆ 水難事故防止啓発出前講座 (7月 丸亀市立城辰小学校)
- ◆ におっこ清掃探検隊への防災出前講座 (土砂災害) (7月仁尾小学校)
- ◆ 香川県小学校社会科教育研究会 (8月 小学校4年の教員)
- ◆ 「自然災害から暮らしを守る」公開授業 (9月 高松市立第一小学校)
- ◆ 初等教育研究会 (H31.2月 附属高松小学校)

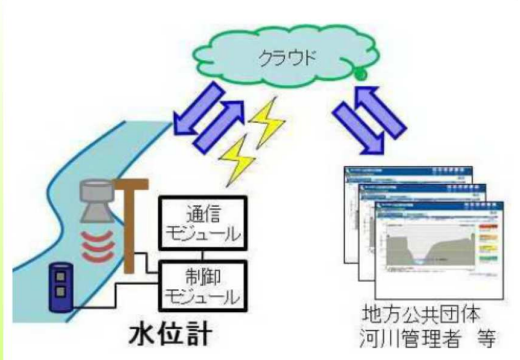


防災教育の状況

危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 (No. 11)

水位把握の必要性の高い中小河川において、**洪水に特化した水位計 (危機管理型水位計)** を設置し、近隣住民の**避難を支援**

洪水時に特化した低コストな水位計



既存の水位計



危機管理型水位計

香川県における危機管理型水位計の設置実績（平成30年度）



(2) 的確な水防活動のための取組み

水防・土砂災害防止訓練の充実（No. 16）

多様な関係機関、住民等の参加により、実践的な水防・土砂災害防止訓練を実施する。

パネル展の様子



学生による避難支援



土のう積み工法の訓練



模型で土砂災害の仕組みを学ぶ



防災まちあるき



炊き出し訓練

# 1. はじめに

# 2. これまでの取組みの報告

# 3. 地域の取組み方針の拡充(案)

# 4. 今後のスケジュールについて

## 3 地域の取組み方針の拡充（案）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（改定）  
平成31年1月29日（平成29年6月20日） 国土交通省

(1) 水防法に基づく協議会の設置	全 1項目 (拡充1項目) (全 1項目)
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組	全28項目 (新規15項目 拡充5項目) (全13項目)
(3) <b>被害軽減の取組</b> 的確な水防活動のための取組	全 7項目 (新規1項目) (全 6項目)
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に 関する取組	全 4項目 (新規2項目は国のみの取組) (全 2項目)
(5) <b>防災施設の整備等</b> 河川管理施設の整備等に関する事項	全 9項目 (新規4項目 拡充2項目) (全 5項目)
(6) 減災・防災に関する国の支援	全 5項目 (拡充1項目) (全 5項目)

### 3 地域の取組み方針の拡充（案）

## 緊急行動計画（改定）のうち県、市町、関係機関が取り組む内容

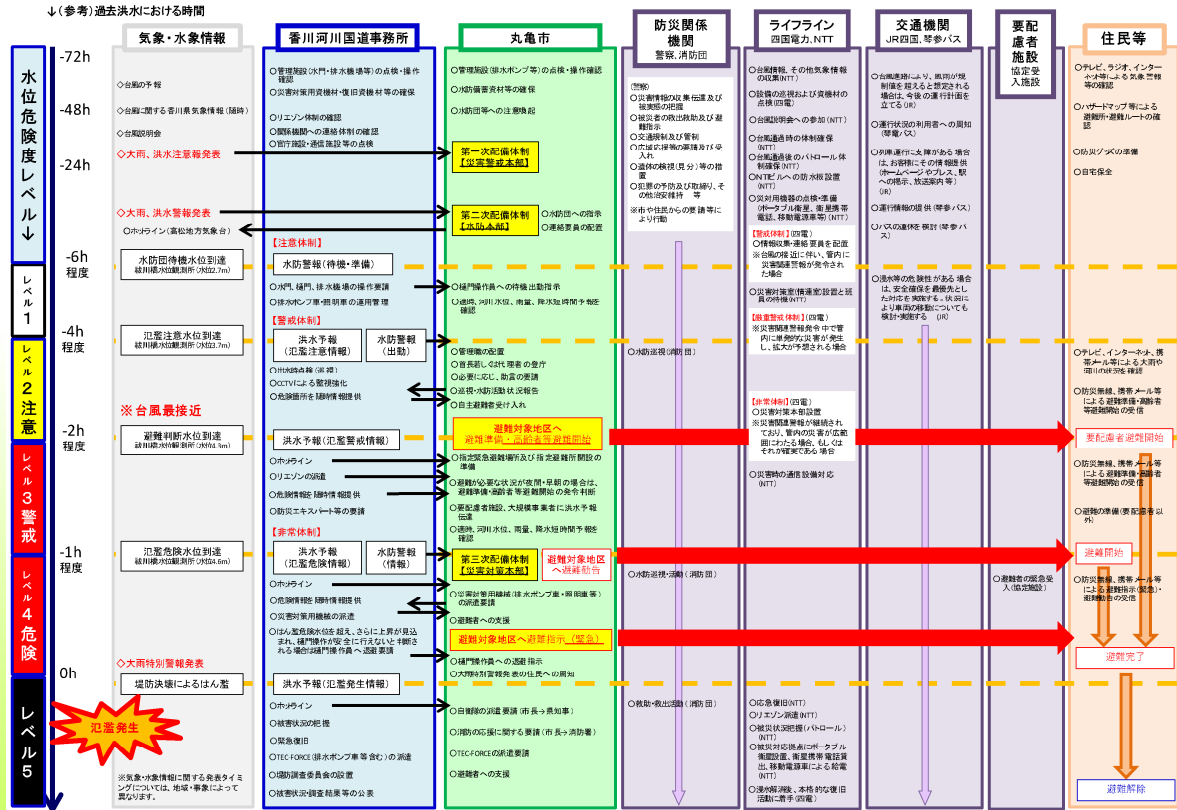
### 香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針の拡充（案）

- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 (13項目) → **27項目**
- (2) 的確な水防活動のための取組 (6項目) → **7項目**
- (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 (1項目) → **1項目**
- (4) 河川管理施設の整備等に関する事項 (3項目) → **7項目**

### 3 地域の取組み方針の拡充（案）

## 多機関連携型タイムライン (No. ①)

↓(参考)過去洪水における時間

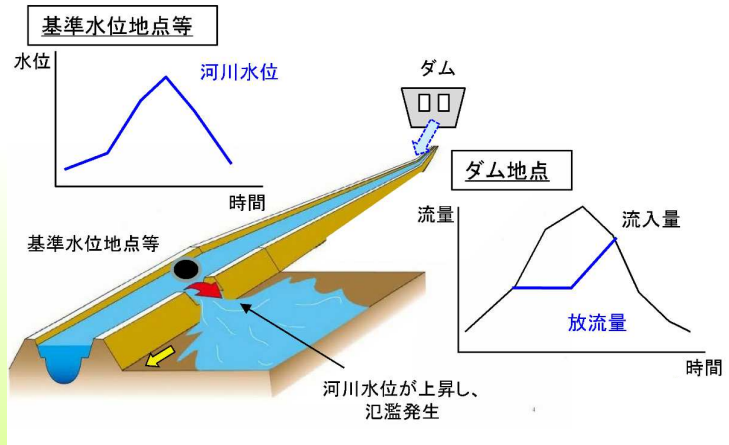


ダム放流情報を活用した避難体系の確立（No. ④）

下流基準点の流量予測から水位を予測

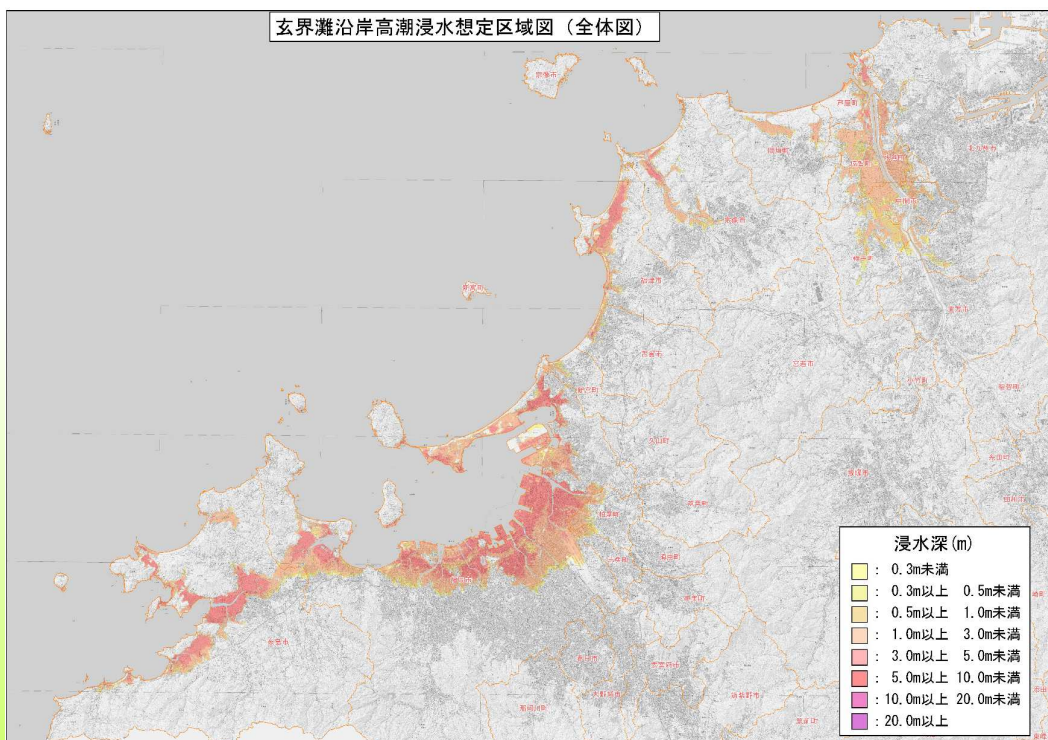


ピーク水位における想定氾濫区域図作成

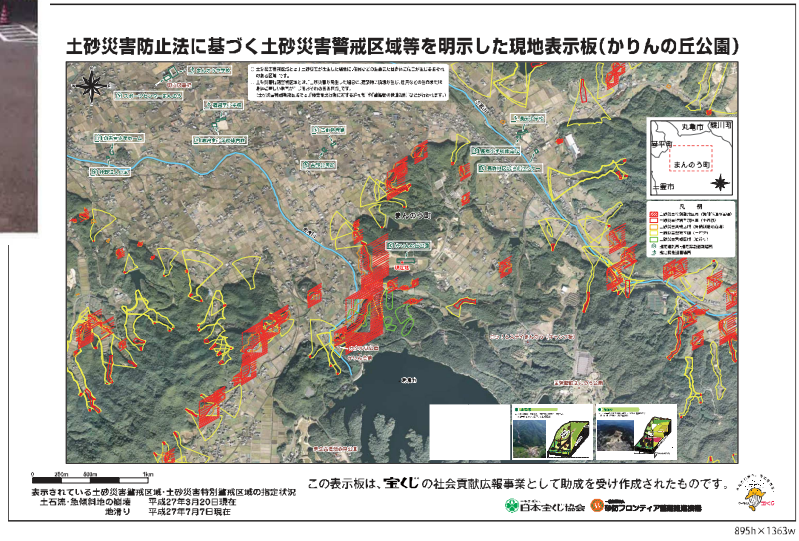


「第3回 野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」資料より抜粋

浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表（No. 7の拡充）



災害リスクの現地表示（No. ⑧）



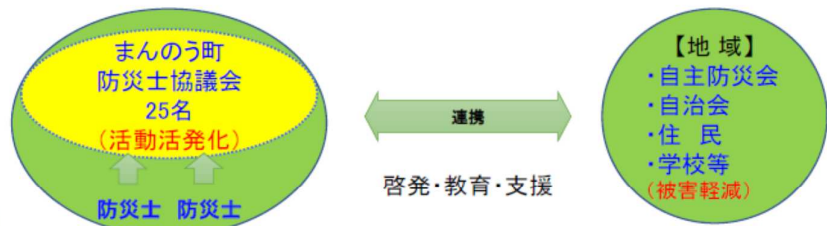
共助の取組の強化（No. ⑩）

・ 地域防災リーダーとして活躍している防災士が、さらなる活動と地域貢献のため、まんのう町防災士連絡協議会を設立、地元自主防災組織、関係機関と連携し、防災啓発等を実施した。

目的：防災に関する知識の普及・啓発、活動支援、相互連携により災害等による被害の防止軽減に努め、安心安全なまちづくりに資するもの

活動例：地元自主防災会訓練実施に伴うノウハウの提供  
通学学習や、こども園等に出向き防災教育の実施  
防災組織未設置地区への組織結成に向けた支援

自主防災組織リーダー研修会の様子(坂出市)



防災士と地域との連携による防災啓発等の例

# 1. はじめに

# 2. これまでの取組みの報告

# 3. 地域の取組み方針の拡充(案)

# 4. 今後のスケジュールについて

毎年、協議会及び幹事会を開催し、**取組みの進捗状況を共有し、継続的にフォローアップ**を行う。

